

# 郡山市文化団体連絡協議会表彰規定

## 【趣 旨】

第1条 この規定は、郡山市の文化の振興に貢献し、その功績が顕著である個人又は団体に対して、郡山市文化団体連絡協議会（以下「文団連」という）が行う表彰に関して必要な事項を定める。

## 【表 彰】

第2条 表彰は、郡山市の文化振興に貢献した個人又は団体に対して行う。

## 【受賞の決定】

第3条 表彰は、各団体又は文団連理事から推薦されたものについて、表彰委員会が審査し、常任理事会の承認を得て決定する。

## 【表彰委員会の構成】

第4条 表彰委員会は、文団連会長、副会長、事務局長で構成し、委員長は文団連会長が当たる。

## 【表彰の方法】

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈する。  
2. 表彰は、年度当初に開催する総会の席上で行う。

## 【委 任】

第6条 この規定の適用について必要な事項は、表彰委員会が定める。

## 付則

この規定は、昭和59年4月25日から適用する。

平成5年9月21日一部改正

平成6年5月18日一部改正

平成11年4月4日一部改正